

社会教育施設の利用人数制限解除について（お知らせ）

1月27日（金）、国の方針としてイベント収容人数の上限を撤廃することが決定しました。それに合わせて関係機関との協議や他自治体の動向を調査した結果、町内の社会教育施設においても 2月6日（月）から 利用人数制限を解除することにいたしましたのでお知らせします。

今回、利用人数制限解除の対象となる社会教育施設は次のとおりです。

- ・ 離島開発総合センター 町民ホール、会議室、控え室
- ・ 総合運動公園体育館 アリーナ、更衣室、2階客席及び会議室
- ・ 図書館
- ・ 歴史民俗資料館

※総合運動公園体育館トレーニング室、商家「尼忠東店」については、再開に向け、引き続き検討を行います。

なお、施設の利用に際しては、今までどおり①マスク着用、②手指消毒、③事前の検温、④ソーシャルディスタンスの確保等感染症予防対策の徹底にご協力ください！